

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年二月三日奈良県指令建第一〇八一九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年五月十三日建第九九五一号
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年五月十三日建第五七四二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字安部三五一番一、三五一番三、三五二番一及び三五三番二の各

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字安部三二五番地の一
有限会社タチバナ工務店 代表取締役 森井章仁

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字安部三五一番一、三五一番三、三五二番一及び三五三番二の各一部